

高生第314号  
建第10-287号  
令和3年11月25日

各関係施設等の長様

鹿児島県くらし保健福祉部  
高齢者生き生き推進課長  
介護保険室長  
鹿児島県土木部  
建築課住宅政策室長

### 高齢者施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、各関係施設等におかれでは、これまで「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、今般、別添のとおり、「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」（令和3年11月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）が示され、高齢者施設等での面会の実施にあたっての留意点が下記のとおり見直されました。

各関係施設等におかれでは、別添を踏まえ、引き続き、感染防止対策に取り組んでいただくようお願いします。

併せて、感染者や医療機関の皆様、ワクチンの接種ができない方や、接種しないことを選択された方等に対する不当な差別や偏見等がないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

### 記

#### 高齢者施設等における面会の留意点（概要のみ記載。詳細は別添を参照）

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や県が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。

#### （問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課  
施設整備係（担当 鶴蔵）  
電話：099-286-2703  
介護保険室事業者指導係（担当 嶋中）  
電話：099-286-2687  
鹿児島県土木部建築課住宅政策室  
住宅企画係（担当 倉内）  
電話：099-286-3740